

郡上市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、郡上市議会政務活動費の交付に関する条例（平成28年郡上市条例第6号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、政務活動費交付申請書（様式第1号）により、議長を経由して市長に申請しなければならない。

2 前項の政務活動費交付申請書に記載した事項に異動が生じた場合は、政務活動費交付変更申請書（様式第2号）により、議長を経由して市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条第1項の規定により申請のあった議員について交付すべき年度分の政務活動費の額を決定し、政務活動費交付決定通知書（様式第3号）により、議長を経由して申請のあった議員に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により変更申請のあった場合はその交付すべき政務活動費の額の変更を決定し、政務活動費交付変更決定通知書（様式第4号）により、議長を経由して申請のあった議員に通知するものとする。

(交付請求)

第4条 議員は、政務活動費交付請求書（様式第5号）により、議長を経由して市長に対し請求するものとする。

(会計帳簿等の整理保存)

第5条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の預金口座及び会計帳簿を備え、経理状況を明確にしておかなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、会計帳簿を、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書)

第6条 条例第5条第1項に規定する政務活動費に係る収入及び支出の報告書は、収支報告書（様式第6号）によるものとする。

2 議長は、前項の報告書の写しを市長に送付するものとする。

(収支報告書等の閲覧)

第7条 条例第7条第2項の規定による閲覧をしようとする者は、政務活動費収支報告書等閲覧申請書（様式第7号）を議長に提出するものとする。

2 議長は、前項の申請があったときは、収支報告書に記載されている情報のうち郡上市情報公開条例（平成16年条例第10号）第7条第1項各号に該当する情報を除き、閲覧に供するものとする。

3 第1項の閲覧は、議長が指定する日時及び場所において行うものとする。

(収支報告書の公表)

第8条 議長は、毎年5月31日までに第6条第1項に規定する前年度分の収支報告書の写しを市のホームページに掲載するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月11日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第7条関係)